

特別養護老人ホーム「きたもと寿苑」重要事項説明書

《令和7年10月1日現在》

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 一寿会
法人所在地	埼玉県八潮市大字八条294-4
代表者名	理事長 上梶 純男
電話番号	048-930-5111
FAX番号	048-930-5110

2. 事業所（利用施設）の概要

施設名称	特別養護老人ホーム きたもと寿苑
施設の所在地	埼玉県北本市二ツ家3-113-3
事業所代表者名	施設長 新井 隆
電話番号	048-501-8600
FAX番号	048-501-8601
事業所番号	1175300704

3. 施設の目的及び運営方針等

【施設の目的】

施設に配置する従業員（以下、「職員」という。）が、施設に入居される要介護状態の方（以下、「入居者」という。）に対し、適正なユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とします。

【事業所理念】

- （1）きたもと寿苑は、利用者一人ひとりがその人らしく生活できるように援助していきます。
- （2）家庭的な雰囲気の中で、温かみのある関係を大切にしていきます。
- （3）常に向上心を持ち、地域に愛される施設運営を行っていきます。

【運営方針】

- （1）この施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭におき、入居者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練・健康管理及び療養上の世話を行うものとします。
- （2）この施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってユニット型指定介護福祉施設サービスの提供に努めるものとします。
- （3）この施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

【その他】

- （1）この施設の介護支援専門員は、入居者の有する能力及び置かれている環境等の評価を通じ、入居者が現に抱えている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題を適切な方法により把握し、施設サービス計画を作成する

ものとします。

(2) この施設のサービスは、施設サービス計画に基づき行うものとするが、漫然かつ画一的なサービスにならないよう、常に配慮して行うものとします。

(3) この施設の職員は、施設サービスの提供において、懇切丁寧を旨とし、入居者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとします。

(4) この施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

(5) この施設は、職員に対しその資質向上のための研修等の機会を確保するものとします。

4. 施設の概要

(1) 構造及び利用定員等

建物	構造	建築延面積
	鉄筋コンクリート造3階建	5172.90㎡
入居定員	ユニット型指定介護老人福祉施設	100名
敷地面積	5481.59㎡	

(2) 居室

居室の種類	室数	人数	面積（1人当たりの面積）
個室	100	100	13.22～14.00㎡

(3) 主な設備等

種類	設置個所	面積
機能訓練・共同生活室	1F 2ユニット 各1ヶ所 (けやき・いちろう)	28.16㎡
	2F 4ユニット 各1ヶ所 (すみれ・さくら・たんぽぽ・あじさい)	28.59～47.91㎡
	3F 4ユニット 各1ヶ所 (ひまわり・なでしこ・あやめ・こすもす)	27.59㎡～47.9㎡
トイレ	1・2・3F各ユニット 各5ヶ所	3.57㎡～3.70㎡
浴室（個人浴）	1・2・3F各ユニット 各1ヶ所	5.06㎡～6.46㎡
特浴室	2F・3F 各1ヶ所	26.75㎡
医務室	2F 1ヶ所	10.00㎡
調理室	1F 1ヶ所	109.88㎡
洗濯室	1・2・3F 各1ヶ所	15.25㎡～32.12㎡
汚物処理室	1・2・3F各ユニット 各1ヶ所	1.20㎡～3.20㎡
介護材料室	1・2・3F各ユニット 各1ヶ所	2.70㎡～9.28㎡
エレベーター	2基	

5. 施設の職員体制

職員の職種	人員	区分	職務内容
施設長	1	常勤兼務	職員を指揮監督し、業務の実施状況の把握と事業の管理を一元的に行うものとします。
嘱託医師	1 以上	非常勤	施設内診療において、入居者の健康管理に対する措置及び療養上の指導等を行うものとします。
生活相談員	1 以上	常勤兼務	入居者又はその家族からの相談に対する対応及び必要な援助・指導等を行い、サービス上の連絡調整に従事するものとします。
看護職員	3 以上	常勤兼務	入居者の健康状態を把握し、配置医師等の指示により、入居者の健康維持のための必要な看護を行うものとします。
介護職員	3 2 以上	常勤	利用者個々の心身の状態に応じ、可能な限りその自立の支援を念頭に、充実した生活が送れるよう、日常生活上の介護及び相談・援助を行うものとします。
機能訓練指導員	1 以上	常勤兼務	入居者個々の心身の状況を踏まえ、日常生活を営む上での必要な機能の改善または維持及び減退防止のための機能訓練を行うものとします。
介護支援専門員	1 以上	常勤兼務	入居者個々の心身の状況に応じ、施設サービス計画の作成を行い、実施状況の把握及び計画の見直し・変更を行うものとします。
栄養士	1 以上	常勤専従	入居者個々の身体の状況に合った、献立の作成及び栄養管理・衛生管理等を行うものとします。

6. 職員の勤務体制

職員の職種	勤務体制	休憩
施設長	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務	勤務内交替で1時間
嘱託医師	週1回程度 2時間勤務	
生活相談員	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務	勤務内交替で1時間
看護職員	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務 ※その他交替勤務によるシフト制あり	勤務内交替で1時間
介護職員	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務	勤務内交替で1時間
	早出（6：30～15：30） 常勤で勤務	勤務内交替で1時間
	遅出（13：00～22：00） 常勤で勤務	勤務内交替で1時間
	夜勤（21：45～6：45） 常勤で勤務 ※その他交替勤務によるシフト制あり	勤務内交替で1時間
機能訓練指導員	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務	勤務内交替で1時間
介護支援専門員	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務	勤務内交替で1時間
栄養士	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務	勤務内交替で1時間

7. 施設サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
食事	入居者の身体の状態に配慮した献立を栄養士が作成し、栄養バランスのとれた食事を提供します。 栄養士または管理栄養士が、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。 (食事の提供時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
入浴	週2回以上の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴も可能です。
排泄	入居者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
口腔ケア	入居者の口腔の健康の保持を図り、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
離床・着替え・整容等	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は、原則として週1回行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、入居者の心身の状態に適した機能訓練を行い、身体機能の改善・維持及び減退防止に努めます。
健康管理	嘱託医による週1回の診察日を設け、入居者の健康管理に努めます。 希望の医療機関を受診される場合は、その介添えについてできる限り配慮します。
レクリエーション等	適宜入居者のための施設内レクリエーション及び野外レクリエーションを行います。
相談及び援助	入居者とその家族からのご相談に応じます。

8. 利用料金

(1) 介護保険給付サービス利用料金

利用料は、原則として厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額が自己負担となります。

また、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、厚生労働大臣が定める基準額の全額を一旦お支払い頂くこととなり、利用料のお支払い後にサービス提供証明書と領収書を発行いたします。
後日、これらの書類を市町村の窓口にご提出頂きますと、償還払いを受けることができます。

《ユニット型指定介護老人福祉施設利用料の自己負担》

個室ユニット (1日当たり)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位
1割負担	688円	759円	837円	909円	980円
2割負担	1,376円	1,519円	1,674円	1,819円	1,961円
3割負担	2,064円	2,279円	2,511円	2,729円	2,942円

《ユニット型指定介護老人福祉施設利用加算料金》

加算項目	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	内 容
初期加算 (30日間)	30単位	31円 /日	62円 /日	93円 /日	・新規に入居された場合、もしくは30日を超える入院等を経て再び当苑に入居された場合、入居日から30日間は通常の料金に加算されます。
日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	46単位	48円 /日	95円 /日	142円 /日	・次のa、b、c、のいずれかに該当すること。 a、前6月間又は前12月間における新規入居者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上であること。 b、前6月間又は前12月間における新規入居者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上であること。 c、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げる行為(痰の吸引)を必要とする者の占める割合が入居者の100分の15以上であること。 ・介護福祉士の数が常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
看護体制加算(Ⅰ)口	4単位	5円 /日	9円 /日	13円 /日	・常勤の看護師を1名以上配置していること。
看護体制加算(Ⅱ)口	8単位	9円 /日	17円 /日	25円 /日	・看護職員を常勤換算方法で4名以上配置していること。

					・当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、または病院、診療所もしくは訪問看護ステーション（以下「病院等」という。）の看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。
夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ	18単位	19円／日	37円／日	56円／日	・夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、基準員数を1名以上上回っていること。
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12単位	13円／日	25円／日	37円／日	・専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種の者が共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合。
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位	21円／日	41円／月	62円／月	・個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
若年性認知症入居者受入加算	120単位	124円／日	247円／日	370円／日	・若年性認知症入居者に対して指定介護老人福祉施設入居者生活介護を行った場合。 ・受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を決めていること。
入院及び外泊加算	246単位	253円／日	506円／日	758円／日	・入院や外泊等された場合、介護サービスや食事提供に係る料金の負担はありませんが、ひと月に6日間（月をまたぐ場合は12日間）を限度として左記料金が算定されます。ただし、入院または外泊の初日及び最終日は算定いたしません。
看取り介護加算（Ⅰ）	死亡日以前31日以上45日以下 72単位	74円／日	148円／日	222円／日	以下の基準に適合する施設・入居者において、看取り介護が行われた場合。 ＊施設基準＊ ・常勤の看護師を1名以上配置し、当該施設看護師により、または病院等の看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。 ・看取りに関する指針を定め、入居の際

	死亡日 以前4 日以上 30日 以下	144単位	148円 /日	296円 /日	444円 /日	に、入居者またはその家族等に対して当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 ・医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜看取りに関する指針の見直しを行うこと。
	死亡日の前日 及び 前々日	680単位	699円 /日	1,397円 /日	2,095円 /日	・看取りに関する職員研修を行っていること。 ・看取りを行う際、個室または静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。 ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行う事。
	死亡日	1,280 単位	1,315円 /日	2,629円 /日	3,944円 /日	*基準に適合する入居者* ・医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。 ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した計画について、施設職員から説明を受け、当該計画について同意している者であること。 ・看取りに関する指針に基づき、入居者の状態又は家族の求め等に応じ随時、施設職員の相互の連携の下、介護記録等入居者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者であること。
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日 以前 31日 以上 45日 以下	72単位	74円 /日	148円 /日	222円 /日	・看取り介護加算(Ⅰ)に係る施設基準のいずれにも該当するものであること。 ・配置医師緊急時対応加算に係る施設基準に該当するものであること。
	死亡日 以前4 日以上 30日 以下	144単位	148 円 /日	296円 /日	444円 /日	

	死亡日の前日及び前々日	780単位	801円／日	1,602円／日	2,403円／日	
	死亡日	1,580単位	1,623円／日	3,246円／日	4,869円／日	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		40単位	41円／月	82円／月	123円／月	以下のいずれの要件も満たすことを求める。 ① 入所者・利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報（科学的介護推進体制加算②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		50単位	52円／月	103円／月	154円／月	(Ⅰ) ①の要件に加えて疾病の状況などの情報を、厚生労働省に提出していること。②は(Ⅰ) 同様。
協力医療機関連携加算	協力医療機関が(1)右記の①～③の要件を満たす場合	50単位	52円／月	103円／月	154円／月	・協力医療機関との間で、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催していること。 ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
	(2)それ以外の場合	5単位	6円／月	11円／月	16円／月	③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

生産性向上体制加算(Ⅱ)	10単位	11円 ／月	21円 ／月	31円 ／月	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にを行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
生産性向上体制加算(Ⅰ)	100単位	103円 ／月	206円 ／月	309円 ／月	・(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用など)の取組等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位	11円 ／月	21円 ／月	31円 ／月	・感染症法第6条第17項に規定する第二种協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応をおこなう体制を確保すること ・協力医療機関等の間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること ・診療報酬における感染対策向上加算もしくは、外来感染対策向上加算にかかる届け出をおこなった医療機関又は地域の医師会が開催する院内感染対策に関する研修または訓練に年1回参加すること
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位	6円 ／月	11円 ／月	16円 ／月	・診療報酬における感染対策向上加算の届け出をおこなった医療機関から、3年に1回以上施設内で、感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けていること

<その他の加算>

加算項目		単位数 (1日又は1月当り)	1割負担 (1日又は1月当り)	2割負担 (1日又は1月当り)	3割負担 (1日又は1月当り)
〈1〉認知症専門ケア加算Ⅰ		3単位	3円/日	6円/日	9円/日
〈2〉認知症専門ケア加算Ⅱ		4単位	5円/日	9円/日	13円/日
〈3〉若年性認知症入居者受入加算		120単位	124円/日	247円/日	370円/日
〈4〉療養食加算		6単位	7円/回	13円/回	19円/回
〈5〉サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22単位	23円/回	45円/回	68円/回
〈6〉サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18単位	19円/回	37円/回	56円/回
〈7〉サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6単位	7円/回	13円/回	19円/回
〈8〉退所時情報提供加算		250単位	256円/回	513円/回	770円/回
〈9〉退所時栄養情報提供加算		70単位	71円/回	143円/回	215円/回
〈10〉 配置医師緊急時対応加算	時間外	325単位	334円/回	668円/回	1002円/回
	早朝深夜	650単位	668円/回	1335円/回	2003円/回
	深夜	1300単位	1336円/回	2671円/回	4006円/回
〈11〉介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		上記介護保険対象となる利用料総額の14.0%			

*北本市は、介護保険上 6級地 となり1単位あたり10.27円で計算します。

*基本料金、加算料金については、月の総合計での計算となるため金額が変更になる場合があります。

(2) 介護保険給付対象外サービス利用料金

入居者の食事及び居住費（滞在費）にかかる費用（1日当たり）です。ただし、介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方につきましては、その認定証に記載された金額（1日当たり）となります。

《ユニット型指定介護老人福祉施設利用食費の自己負担額》

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階 (通常)
自己負担額 (1日当たり)	300円	390円	650円	1,360円	1,800円

《ユニット型指定介護老人福祉施設利用居住費（滞在費）自己負担額》

	第1段階	第2段階	第3段階①②	第4段階
個室ユニット (1日当たり)	880円	880円	1,370円	2,260円

《入院・外泊時の居住費（滞在費）について》

入院や外泊等により当施設の利用を中止している場合であっても、居住費（滞在費）についてはご負担頂く必要があります。

居住費（滞在費）につきましては、介護保険給付対象外サービスのため、原則として全額自己負担となります。ただし、介護保険負担限度額認定の第1～3段階の方は、入院・外泊の翌日から6日間は認定証に記載された金額が適用されますので、全額自己負担となるのは7日目からです。

なお、入院・外泊時の空床を短期入所生活介護の居室として利用することにご了承頂き、実際に利用のあった日については、この限りではありません。

《その他の利用料金》

	料金及び内容の説明
日用品費	＊身の回り品について施設での提供をご本人様・ご家族様が希望する場合 1日につき280円 内訳（歯ブラシ、歯磨き粉、手洗い用石鹸、洗身タオル、シャンプー、リンス、 ボディーソープ、ボディーローション） ・嗜好品として（コーヒー、紅茶、ココアなど） ・ユニット活動費
トロミ剤使用料	トロミ剤を使用した場合 1回につき20円
電気使用料	入居者が、個人的に居室に持ち込んで使用される場合の電気使用料金として、1点につき1日当り70円の負担となります。
理美容料金	入居者の希望により、出張による理美容サービスを受けることができます。ただし、実費自己負担となります。
日用生活品の購入代行	衣類・上履き等、日用生活品の購入の代行をいたします。ただし、購入代金は自己負担となります。
医療機関への受診	・医療機関の受診（医療費）については、医療保険適用のため実費自己負担となります。 ・病院送迎交通費相当実費負担
その他の費用	サービス提供される便宜の中で、日常生活において通常必要となる費用で、その入居者に負担させることが適当であると認められる費用は、実費自己負担となります。

9. 利用料金のお支払方法

毎月25日までに「8. 利用料金」に記載の利用料金を基に算定した前月分利用料等を利用料明細の入った請求書により請求いたします。

お支払いはお手持ちの金融機関口座からの自動引き落とし（毎月28日）となりますので、前日までに所定の口座にご入金ください。引き落としによるお支払いを確認させて頂いた後に領収書を発行いたします。

10. 利用料金の変更

サービスの利用料金について、介護保険給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス料金を変更することができるものとします。

サービス利用料の変更は、事業者が利用者もしくは利用者代理人に対して文書で通知することにより、利用料金の単価の変更（増額または減額）を申し出ることができます。

11. 入居者の入院期間中の取り扱い

この施設は、病院又は診療所に入院する必要が生じた入居者において、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合は、その入居者及びその家族の希望を考慮した対応を行うとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再びこの施設の入居利用が円滑にできるよう、配慮いたします。

12. サービス内容に関する苦情等の相談

【相談窓口】

当施設お客様相談窓口		
受付担当責任者	受付ご利用時間	ご利用方法
事務長：福田 恭久	8：30～17：30	・電話 048-501-8600 ・FAX 048-501-8601 ・面接 相談室または地域交流室 ・意見箱 受付窓口に設置

【苦情処理体制及び手順】

- ① 苦情処理担当者が相談者本人に直接伺って、苦情内容の詳細把握を行います。
- ② 苦情内容について管理者を含め対応策の検討を行います。
- ③ 苦情処理担当者が相談者に検討結果の説明を行います。
- ④ 苦情処理についての内容・検討結果等について台帳管理を行い、苦情の処理後も職員教育等を徹底して、再発防止に努めます。

なお、当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等にも苦情を伝えることができます。

- ① 北本市役所 保健福祉部高齢介護課介護担当 048-591-1111(代)
- ② 桶川市役所 高齢介護課 048-786-3211(代)
- ③ 上尾市役所 健康福祉部高齢介護課 048-775-5111(代)
- ④ 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係
(苦情相談専用) 048-824-2568

- ⑤ 他市町村、他府県

住所地の市町村役場、各府県の介護保険担当課窓口にご相談ください。

13. 非常災害時の対策

非常時の対応・対策	・当施設の消防計画を基に対応を行います。 ・関係機関への通報体制等、定期的に職員への周知を行います。
避難訓練及び防災設備	当施設は、年2回昼間及び夜間を想定した避難訓練を、入居者も参加して行います。 (主要防火設備) ・スプリンクラー及び防火扉・シャッター ・避難階段及び誘導灯 ・屋内外消火栓及び消火器 ・自動火災報知機及びガス漏れ警報器
消防計画等	(埼玉県央広域消防本部消防長への届出日) 平成25年 2月 7日 (防火管理者) 福田 恭久

14. 配置医師及び協力医療機関

嘱託医師	病院名	医療法人K.N.C 桶川K.Nクリニック
	医師名	院長 長井 仁志
	所在地	埼玉県桶川市若宮 1-1-7 桶川駅前メディカルビル 2 F
	連絡先	048-787-7715
協力医療機関	病院名	医療法人財団 聖蹟会 埼玉県中央病院
	所在地	埼玉県桶川市坂田 1726 番地
	連絡先	048-776-0022(代)
協力歯科医院	病院名	医療法人社団 伸整会 サン歯科医院
	所在地	埼玉県鴻巣市箕田 1877
	連絡先	048-596-6874

15. 施設利用にあたっての留意点

外出・外泊	外出・外泊の際には必ず職員に申し出て頂き、外出・外泊許可願いの提出をお願いします。
面会	面会時間 8:30～19:00 面会者は面会簿に必要事項の記入をお願いします。 面会は、ご本人のお部屋又は共同生活室を使用するようお願いいたします。
宗教・政治活動	施設内での他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	他の入居者に対する迷惑な行為はご遠慮ください。
所持金品の管理	原則として、所持金品は自己の責任で管理してください。

16. 緊急時の対応

入居者の容体に急変等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族等緊急連絡先の方にご連絡いたします。また、ご家族にお越しいただくこともありますので、予めご了承ください。

かかりつけの 医療機関	病院名	
	所在地	
	連絡先	
緊急連絡先①	氏名（続柄）	()
	住所	
	連絡先	
緊急連絡先②	氏名（続柄）	()
	住所	
	連絡先	

※かかりつけの医療機関ですが、ご入居後は原則として当苑配置医が主治医となりますので、受診等の際には配置医との連携が必要です。

17. 事故発生時・事故防止及び再発防止の対応

- (1) この施設は、事故発生時の対応等の指針を整備し、入居者に対して指定介護老人福祉施設サービスの提供を行います。なお、サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- (2) この施設は、事故防止のための委員会、職員への研修を定期的に行うものとします。
- (3) この施設は、事故の再発を防止するため、事故発生の報告、分析、改善策を職員へ周知徹底し体制を整備するものとします。
- (4) (1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を設置します。

担当者：福田 恭久

18. 虐待防止に関する事項

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

19. 第三者による評価の実地状況

第三者による評価の実地状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		